

公益財団法人千葉県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。 <http://www.chiba-taikyo.jp/>

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	中・長期計画については、現在検討中ですが、引き続き検討を進め、令和4年度中には策定・公表する予定です。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	次期改選(令和4年度)に向けて、外部理事及び女性理事の積極的な登用について検討を進めます。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置く団体においては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	次期改選(令和6年度)に向けて、外部評議員及び女性評議員の積極的な登用について検討を進めます。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	「評議員及び役員選任規程」により、役員の選任時の年齢は、満75歳以下と規定されています。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF団体及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	定款及び以下に記載する各規程が整備されており、それに則って適切な組織運営を行っています。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	「評議員会規程」「理事会規程」「評議員及び役員選任規程」「理事の職務権限規程」「監事監査規程」「特別職推挙規程」「各種委員会規程」「加盟団体規程」「事務局規程」「事務局処務規程」「事務局職員服務規程」が平成24年4月1日より施行されています。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	個人情報保護方針及びその具体的方策が整備されています。また、「公益財団法人千葉県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」「情報公開に関する規程」「個人情報保護規程」が平成24年4月1日より、「千葉県スポーツ協会 役・職員倫理規程」が平成25年6月1日より施行されています。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員等の報酬等に関する規程を整備しているか	「役員及び評議員の報酬に関する規程」「職員給与規定」「職員退職給与規程」「講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程」が平成24年4月1日より施行されています。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	「寄附金等取扱規程」「経理規程」「財産運用管理規程」が平成24年4月1日より施行されています。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	「表彰規程」及び「行事の共催及び後援に関する規程」が平成24年4月1日より施行されています。また、「優秀選手賞、奨励賞選考基準」が内規として整備されています。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	今後検討を進め、令和4年度からの運用を目指し、国体選手選考の透明化を推進します。
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役員向けコンプライアンス教育を実施すること	令和3年3月開催の第3回理事会に合わせて役員向けの研修会の実施を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発出により今年度は中止し、次年度に開催することとしました。また、外部団体の開催する研修会への役員等の積極的な参加を促しています。
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けコンプライアンス教育を実施すること	今年度は予定されていた全4回の指導者研修会で、暴力の根絶等のコンプライアンスに関する内容を取り入れる計画をし、前半の2回については計画通りに実施できましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の緊急事態宣言の発出により、後半2回の研修会を中止しました。次年度につきましても、引き続き同様の内容で研修会を実施する予定です。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	弁護士や税理士、公認会計士に、日常的に相談し、指導を受けられる状態にあります。また、県弁護士会のスポーツ問題ワーキングチームとも情報交換や研修会講師の依頼など、協力関係を構築しています。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	本協会の定める「寄附金等取扱規程」や「経理規程」並びに「財産運用管理規程」に則って適切に処理をしています。また、毎年、監事による定期監査を実施しています。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金や県、その他機関からの補助金・助成金・委託金の取り扱いは、各実施要項等に基づいて管理し、関係する規程に則り処理・実行しています。また、必要書類の保管や監査の実施など、適切に施行しています。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令に定められた帳簿や名簿、文書等を適切に作成・保管し、閲覧の請求に対応できる状況を整備しています。前年度の貸借対照表については、法令に基づいて適切に表示・開示をしています。
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	今年度は、各競技団体に対して、国体選手の選手選考基準の適切化と各競技の予選会実施要項への明記を指導するとともに、選手選考基準の一覧について、本協会のホームページへの掲載を始めました。
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	公益財団法人日本スポーツ協会の定めるガバナンスコードの遵守状況に関する情報を、令和3年3月に本協会のホームページ等で開示しました。
〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度を設けること	「公益通報者の保護に関する規程」が平成24年4月1日より施行されています。今後は、相談窓口の設置を本協会のホームページに掲載するなど、その公表・周知を推進します。
〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	現在は、通報の窓口を本協会事務局長に一本化して対応に当たっていますが、弁護士（法律事務所）、公認会計士、外部識者等による通報窓口の設置や明確なフローの作成とその周知を推進し、令和3年度中の運用を目指します。
〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) 団体における懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	本年3月に、「公益財団法人千葉県スポーツ協会 スポーツ仲裁に関する規程」を策定し、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁の自動応諾条項を採択しました。
〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁によるスポーツ仲裁自動応諾条項の採択により、処分者等に対し、スポーツ仲裁の利用可能について説明・通知をしていきます。
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体に対して適切な団体運営を促していくために、令和4年度からの施行を目指して加盟団体規程の改定を検討し、加盟団体との権限関係の明確化等を推進します。
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	加盟団体に対し、郵送やメール、ホームページへの掲載により必要な情報提供を行っています。今後は、特に新型コロナウイルス感染症への対応など、より充実した情報提供や指導助言を進めていきます。